(あて先)港区長	児童手当	額改定	認定請求書 定 届	提出年月日	※受付確認年月日
受 氏名					認定番号
者 住所 〒 一 増 額 又	電話は減額の別	(	)	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者 滅 額
增	増額又は減		 原 因 と な	写 み ど も	<b>冰</b> 倒
氏名		プローている	留学をし 3場合の 国年月	生所 監護 ( 有 無	
	· • 同	• 別	年 月	有・無	同一 ・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母
	• • 同	• 別	年 月	有・無	同一       ・未成年後見人         ・父母指定者         維持       ・同居父母
	· • 同	• 別	年 月	有・無	維持・同居父母
	· • 同	• 別	年 月	有・無	維持・同居父母
	• • 同	• 別	年 月	有・無	維持・同居父母
		• 別	年 月	有・無	同一   ・未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母
増額した理由       ア・出生 イ・その他(         ア・死亡した イ・監護しなくなった ウ・生計を同じくしなくなった ・・生計を維持しなくなった エ・生計を維持しなくなった オ・日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ・未成年後見人でなくなった       キ・父母指定者でなくなった (子どもの生計を維持する父母等の帰国) ク・里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 ケ・子どもと同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) コ・その他(					
事由の発	生した年」	月日		٠	•
備考	*	記記	※認定・改定・ 却下年月日 ・ ・	• •	※手当月額  3歳未満分 円 円 単学生分 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

- 製品の住意をよく読んである記入してくたさい。● ※印の欄は、記入しないでください。● 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。● 受給者本人が手書きしない場合は、記名・押印してください。

## 注意

1 この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下 同様です。)をする児童(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動が あり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入 の上、提出してください。

なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。

- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学している か(出国した年月)を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 4 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、子どもが受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、 受

給者がその子どもと生計を同じくしているときに○で囲んでください。

② 「維持」は、子どもが受給者自身の子でない場合で、受給者がその子どもの生計を維持しているときに で

囲んでください。

- 5 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、 その理由を具体的に記入してください。
- 6 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所」については、委託又は入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
- 7 「事由の発生した年月日」の欄は、「5」又は「6」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる子どもについて、次の書類を添えて提出してください。
  - ① 子どもが他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民

票の写し

- ② 子どもが海外に留学をしている場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き 続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らか にすることができる書類
- ③ 子どもが受給者自身の子であり、受給者がその子どもと別居している場合は、受給者のその子どもに対する

養育の状況を明らかにすることができる書類

- ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑥ 子どもが受給者自身の子でない場合は、父母とその子どもとの養育関係及び受給者とその子どもとの養育

## 備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。